

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの策定
第1回分科会のまとめ及び第4次の方向性（案）

第3回いーとこ定住自立圏共生ビジョン懇談会

令和6年9月24日

～目次～

医療

1	医療体制の確保	2
2	医療従事者の確保	3

福祉

3	地域包括ケアシステムの深化・推進	4
4	適切な介護保険サービスの推進	5
5	障がい福祉サービスの推進	6
6	発達支援体制の充実	10
7	子育て支援の充実	11
8	放課後児童クラブの運営・支援	12

教育

9	人権教育の推進	13
10	不登校児童生徒に対する適切な対応	

産業振興

11	観光によるまちづくりの推進	14
----	---------------	----

環境

12	チャレンジ・カーボンニュートラル	15
----	------------------	----

地域公共交通

13	地域公共交通ネットワークの維持・強化（バス事業）	16
14	地域公共交通ネットワークの維持・強化（鉄道支援事業）	17

道路等の交通インフラの整備

15	高規格幹線道路、幹線道路、生活道路の安全性の向上を図る道路の整備	18
----	----------------------------------	----

生産者・消費者の連携による地産地消

16	地産地消の推進	19
----	---------	----

地域内外の住民との交流・移住促進

17	空き家対策・移住、定住・交流の推進	20
18	外部人材活用の推進	23

その他結びつきやネットワークの強化に係る取組

19	デジタル技術の活用	24
----	-----------	----

圏域内市町の職員等の交流

20	行政職員の資質の向上	28
----	------------	----

医療

施策名	Ⅰ 医療体制の確保
意見のポイント	・一次緊急医療と二次緊急医療の役割を明確※にする必要がある。 二次救急医療機関の負担が大きくなならないよう、救急を利用する住民に対して、医療体制の逼迫について意識の醸成が必要である。 ・高齢者においては、脳血管障害、骨折、心疾患、救急が多いため、その分野を重要視する必要がある。 ※他市（県内松坂市）においては、救急車の出動件数の増加で緊急医療体制が逼迫のため、入院に至らなかった軽症患者からは「選定療養費」としてＲ6.6月から7,700円を徴している。
結論	・圏域における休日及び夜間の一次救急医療体制の確保を目的として、管理運営に係る費用負担を継続していく必要性がある。 ・不採算度合いの高い救急医療体制を支援するため、救急医療に関する経費の負担を継続していく必要性がある。 ・いなべ市及び東員町においては、桑員地区５病院が輪番制により、菰野町においては、三泗地域において、休日及び夜間における重病救急患者の受入れに対応する二次救急医療体制に係る費用負担を継続していく必要性がある。 ・圏域住民に対し、応急診療の受診マナーの啓発等を行う必要がある。

第４次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・圏域住民に対し、応急診療の受診マナーの啓発 ・「かかりつけ医」を持つことにより、平時の健康管理とともに、救急時においても適切な対応ができる体制整備が進められる。 ・かかりつけ医と最寄の医療機関及び救急病院の役割分担についての住民の理解が必要。
施策指標名 （ＫＰＩ）	病院群輪番制病院の当番日数
指標に関する説明	休日・夜間等における救急患者の診療を行うため、圏域内医療機関に割り振られた日数を確実に実施できる体制の確保を図る。

施策名	2 医療従事者の確保
意見のポイント	・医師の数は、寄附講座により増加したものの、最近の状況においては、医師や看護師等が不足している。 ・大学病院等が医師を手放したくないという現状がある。 ・出産数はいなべ市は減少、東員町は増加している。 ・産婦人科医の減少が懸念されるため、三重大学や桑名総合医療センターとの連携を図っていく必要がある。 ・医師の高齢化や後継者難の診療所がある。 ・いなべ総合病院は脳神経外科医、内科医が不足している。 ・いなべ市と菰野町が定住自立圏協定を締結したが、行政圏域や医師会圏域の違いがあり、直ぐに連携は難しいと思うが、同じ三重北医療センターとして連携を見出したい。
結論	医師や看護師等の医療従事者が安心して働くことができるよう環境の整備や医師確保のため県や大学等関係機関への働きかけが必要。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・医師確保のため県や大学等関係機関への働きかけ（できることから）
施策指標名 （K P I）	いなべ総合病院と菰野厚生病院の常勤医師数
指標に関する説明	医師数確保のための寄附講座等の事業を継続することにより、常勤医師数の確保につなげる。

福祉

施策名	3 地域包括ケアシステム構築の深化・推進 → 3 地域包括ケアシステムの深化・推進
意見のポイント	・担い手不足が現状である。 ・高齢者が支援を受けるだけでなく、支援を提供する側になってもらうことも必要である。 ・高齢者の活躍の場の提供が課題である。 ・担当委員及び東員町の担当課が一部欠席だったため、次回の懇談会（分科会）にて確認を行い、意見を伺う。
結論	（現状） ・急速な高齢化を背景として、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等への対応など、地域住民が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が急がれています。 （課題） ・住民の方がいつまでも住み慣れた地域で過ごせるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進が必要です。 ・認知症の早期発見・早期治療につながるよう、（地域型）認知症疾患医療センターである東員病院や認知症専門医療機関、地域の開業医との連携による取り組みが必要です。 ・担い手不足解消のため、高齢者も支援する側となって活躍できる場を提供できる仕組みを作っていくことが必要です。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・住民の在宅生活を支援していく専門職の質の向上と連携の強化。 ・在宅医療・介護及び認知症について、住民への普及啓発。
施策指標名 （K P I）	在宅医療介護連携研究会運営委員会の委員の参加延べ人数
指標に関する説明	地域包括ケアシステムを深化・推進させるため、多職種連携の研修会を企画する在宅医療介護連携研究会運営委員会の委員の参加延べ数を指標とする。

施策名	4 介護サービスの充実 →適正な介護保険サービスの推進
意見のポイント	・いなべ市、東員町間で現状と課題を整理していたため、原案をもとに微修正を行う。 ・担当委員及び東員町の担当課が一部欠席だったため、次回の懇談会（分科会）にて確認を行い、意見を伺う。
結論	（現状） ・急速な高齢化を背景に介護サービス利用者が増加しており、要介護状態区分の判定を行う介護認定審査会を東員町といなべ市で共同設置し、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが、適正に受けられるよう体制を整えています。 （課題） ・個々の状態に応じた介護認定を受け、ニーズに合わせて介護サービスを利用していくことが望まれるため、公平・公正な介護認定審査により適正な判定を行うことが必要です。 ・増加が予想される介護認定の申請に対して、事務処理を円滑に進め、できる限り早急に判定を出していくことが必要です。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・公平・公正な介護認定事務が行えるよう標準研修の受講 ・主治医意見書作成にかかる医師会への合同研修 ・円滑な介護認定審査会の実施
施策指標名 （K P I）	介護認定審査会において審査判定を行った件数
指標に関する説明	介護保険サービスの利用対象者として、員弁地区介護認定審査会において1年間に審査判定を行った件数を指標とする。

施策名	5 障がい福祉サービスの推進
意見のポイント	・ 居宅介護移動についての支援が必要である。 ・ 障害者総合支援法の改正により制度は出来上がったが、基盤整備（別紙）が追いついていない。 ・ 障がい福祉サービスを推進するためには、職員確保の手段（施設職員の報酬改善を含む。）について検討していく必要がある。 ・ 障がい施設で働くことに対して、ハードルが高く感じられている方が多い。施設側としては、障がいに対する知識よりも、人と人とのつながりを大切にすることが必要である。
結論	（現状） ・ 障がい福祉サービスの利用は年々増加傾向にあり、障がいのある人を取り巻く課題も多様化、複雑化、複合化が進んでいます。 （課題） ・ 障がい者が地域で共に生きることのできるまちづくりを進めるため、障害者支援の多様なニーズの把握やニーズに基づく支援体制の整備が必要です。 ・ 80/50 問題や自立に向けた取り組みとして、障がい者の生活の場を施設から地域社会へ移行できるよう、「生活」への支援の充実、「就労」できる体制の構築、社会参加の促進を図ることが必要です。 ・ 医療的ケアが必要な方、強度行動障害の方等の対応には広域的な連携が必要です。 ・ エssenシャルワーカー等の働き手不足解消のため、人材確保に対する検討が必要です。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・ 基盤整備（別紙）が追いついていない部分に対して、実施できることは何かを明確に順序立てながら支援体制の強化をする。 ・ 職員確保のため、県のマッチング支援事業（外国人材確保支援事業）の活用等の検討。
施策指標名 （K P I）	連携事業に係る障害福祉サービス等の利用者数（各年延べ）
指標に関する説明	障がい福祉サービスを受けることができる利用者は、利用認定を受けられた方です。利用者の増加は、利用者の満足度につながります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

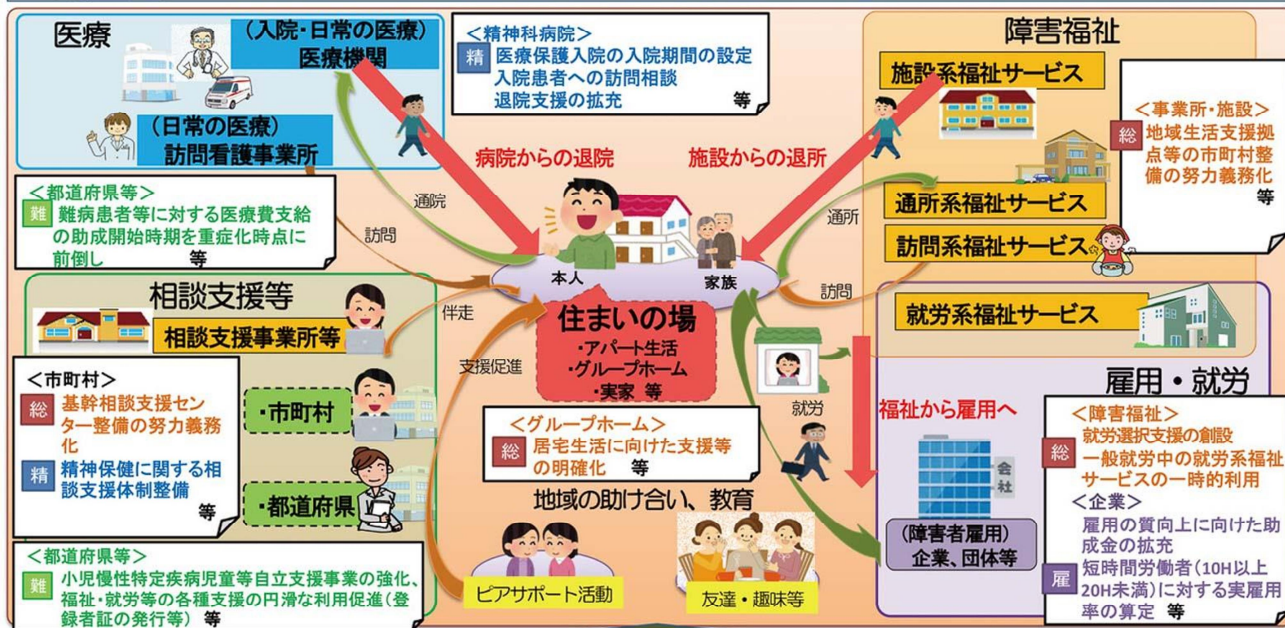
- 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実**【障害者総合支援法、精神保健福祉法】
 - ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
 - ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
 - ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
- 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進**【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】
 - ① 就労アセスメント（就労サービスへの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
 - ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
 - ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
- 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備**【精神保健福祉法】
 - ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにする（ほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う）。
 - ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
 - ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。
- 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化**【難病法、児童福祉法】
 - ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
 - ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。
- 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備**【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】
 障害DB、難病DB及び小児慢性DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。
- 6. その他**【障害者総合支援法、児童福祉法】
 - ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
 - ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2④及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
- ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実（障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係）
 - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上（障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係）
 - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備（難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係）
- 等を推進する。



基盤整備 <国> データベースの整備



令和6年度 三重県外国人材確保支援事業
(本事業は三重県より株式会社パソナが受託し、運営しています)

＼優秀なベトナム人高度人材の採用を実現！／

ベトナム人高度人材

マッチング 支援事業



参加事業者
15社
募集

本事業の特徴

1



優秀なベトナム人材 の採用を実現

ベトナムでの対面面接は基本としますが、面接人材の居住地によってはWEB面接を実施します。

2



ベトナム現地リクルーターが条件に合致する 人材を募集・選定

現地リクルーターが求人条件に合致する人材を募集・選定し、貴社に紹介するので、効率的に選考を行えます。

3



内定フォローが充実

日本語研修・ビジネス研修・日本生活研修など来日から入社までフォロー体制が充実しています。必要があれば、入社人材の定着支援もご提案が可能です。

参加条件

- ・ 三重県内に事業所があること
 - ・ 在留資格「技術・人文知識・国際業務※1」にあたる高度外国人材の採用を希望すること
 - ・ 勤務地が県内の求人であること
- 応募者数多数の場合は中小企業・小規模企業者※2を優先し、業種・職種等を考慮の上、決定します。
- ※1 在留資格「技術・人文知識・国際業務」とは・・・
- ・ エンジニアや通訳、デザイナー、経営管理等、専門知識や技術が必要な業務をする人の資格です。
 - ・ 在留資格更新で長期にわたって就労可能、家族帯同OKです。
 - ・ 県内でも就労者が増加しています。
- ※2 中小企業基本法で定める中小企業・小規模企業者

費用

- ・ 1人目のマッチング費用、規定の研修については本事業で費用負担します。
 - ・ 2人目以降のマッチングが成立してご入社に至った場合、内定者1人につき人材紹介手数料として50万円(税別)が必要になります。
- ※本事業により多くの企業にご参加頂くため、支援費用の上限につきご理解の程お願いいたします。
- ※ご参加企業様のベトナムへの渡航費および宿泊費は、ご参加企業様にご負担いただきます。
- 概算費用:10万円/人 程度 格安航空券を利用し関空発着ハノイ往復 8月下旬の2泊3日を想定。

事業参加 申込方法

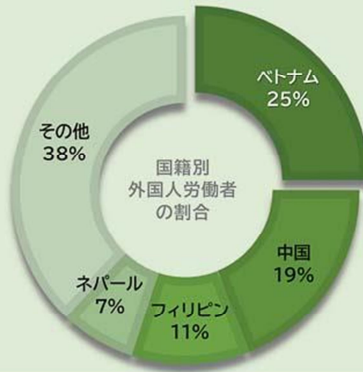
下記URLもしくは二次元コードよりお申込みください。
<https://forms.office.com/r/tVBQnr4uQE?origin=lorLink>

申込締切:2024年6月21日(金)
※募集期限を延長しております



近年注目が集まるベトナム人材

日本国内の外国人労働者の **4人に1人がベトナム人材！**



令和2年度調査で
中国を抜いて1位に！

【出典】
厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ
(令和5年10月末時点)



ベトナム人の日本での就業人口は50万人にのぼり、年々増加しています。日本での就職の機会が増えていることを受けて、就職を念頭に日本語を勉強する方も急増しています。

参加をご検討いただいている企業様へ
参加企業募集説明会を開催いたしました！

場 所 オンライン(Zoomウェビナー)

内 容

- 1、ご挨拶
- 2、実施概要
- 3、ベトナム人材の採用のポイント
- 4、在留資格について
- 5、今後のスケジュール
- 6、選考フロー

登壇者

- ①Pasona Tech Vietnam Co.,Ltd:中野
- ②トッパントラベルサービス株式会社:風間
- ③株式会社パソナ:藤江

視聴リンク <https://youtu.be/ut-MWqu0ZD0>

※視聴期限:6月21日(金)17:00まで



お問合せ

三重県外国人材確保支援事業運営事務局（株式会社パソナ内）

☎:03-6734-1270 三重県外国人材確保支援事業運営事務局

✉:mie.vietnam@pasona.co.jp

【主催】三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 【運営】株式会社パソナ



施策名	6 発達支援体制の充実
意見のポイント	・「発達障がい」としてではなく、特性として理解されることが必要。 ・発達支援に関する医療連携は、医療につないで診断することが目的ではなく、医療による支援を必要とする人が適切に医療につながる仕組みをつくろうとするものである。 ・言語相談など専門職を活用した相談事業を各市町で実施しているが、共同で実施しているものはない。それぞれの発達支援体制に応じた療育事業を実施していく。 <u>第1回懇談会より</u> ・療育支援、障がい者(児)の福祉サービスは多様化しているが、少量であれば広域で対応するとまとまるのではないかと。1市2町で分担することも必要。
結論	現状 ・様々な障がい特性のある子どもとその家族へのきめ細かで途切れのない支援が必要になっている。 ・早期発見、早期支援による発達支援に取り組んでいるが、身近な地域で医療機関を受診することができず、安心して子育てできる環境が整っていない。 課題 ・適切に医療につながることができ、医療的アドバイスを地域の発達支援体制に活かすことのできる仕組みが必要。 ・地域における保健・福祉・保育・教育・医療の連携を図り、「発達障がい児地域支援ネットワーク」を構築することが必要。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・各市町の実務者による情報交換会、打ち合わせ等
成果指標 (K P I)	次回懇談会（分科会）にて検討
指標に関する説明	

施策名	7 子育て支援の充実
意見のポイント	・ 3市町の現状や課題のとおり、安心して遊べる場所の提供、母子保健に係る事業や子育て支援サービスに関する情報の提供が必要です。 ・ 東員町においては、現状いなべ市や菰野町と子育て支援センターの相互利用は難しいので、まずは職員間の情報共有や合同研修会等の連携を図っていききたい。 ・ いなべ市と菰野町においては、子育て支援センターの相互利用を行い、母子ともに交流が持てるようにしたい。
結論	3市町の意見からキーワードを拾い出し、現状・課題を作成する。 現状 ・ 子育て支援に対するニーズが多様化 ・ 子育ての孤立化が進み、子育てに対する不安や負担を感じる保護者が増える。 ・ 子どもが地域の大人と関わる機会の減少 ・ 安心して遊べる場所や気軽に悩みを相談できる場所の提供 課題 ・ 子育て中の保護者同士が子どもと一緒に交流できる場が必要 ・ 母子保健事業や子育て支援サービスの情報を提供する場所が必要 ・ 利用につながっていない家庭に対しては、接点を持つ工夫が必要 ・ 利用しやすい環境づくりが必要

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・ 母子保健に係る事業や子育て支援サービスに関する情報の提供、情報発信の拡充 ・ 相互利用施設ごとの取組状況の共有、紹介 ・ 職員の合同研修、情報交換会
成果指標（K P I）	子育て支援センター利用者数
成果指標（K P I）の方向性	子育て支援センターの利用者が増えることで、子どもは地域の大人と関わることができ、保護者は子育ての孤立化を防ぐことができる。

施策名	8 放課後児童クラブの運営・支援
意見のポイント	・放課後児童クラブの運営について、それぞれのクラブ間の課題共有が必要である。 ・一部の放課後児童クラブでは、定員を上回り待機児童が発生している。学校の空き教室の利用について学校とも相談したが、利用の許可を得ることができなかった。 ・新たな施設を建てることも難しい。 ・夏休み等に他市町の放課後児童クラブの交流ができるとよい。 ・放課後児童クラブ間の交流に地域企業の協力（交流）を得られないか。
結論	課題共有については、運営スタッフの合同研修などを開催し、情報共有の場を提供することを検討する。 3市町の意見からキーワードを拾い出し、現状・課題を作成する。 現状 ・核家族化、共働き家庭の増加 ・児童の受け入れや過ごし方について環境の整備 課題 ・放課後の児童の安全に学習や遊びを行える環境を提供 ・地域との連携 ・多様な体験や様々な交流

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・放課後児童クラブ間の情報共有 ・企業との連携 ・受け入れ施設の拡充
施策指標名 （K P I）	放課後児童クラブ設置個所数
指標に関する説明	放課後児童クラブは、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子ども対象として、子どもの「遊び」及び「生活」の支援を通して、子どもの健全育成を目的とする。 圏域内で放課後児童クラブを確保することは、保護者の働く機会の確保につながり、最終的には圏域の活性化につながることから、「放課後児童クラブ設置個所数」を成果指標（K P I）として設定する。

教育

施策名	9 人権教育の推進 10 不登校児童生徒に対する適切な対応
意見のポイント	・いなべ市と東員町が旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンで掲げてきた内容から基本的に変更はない。 ・菰野町については、今回の協定内容に含まれていない。 ・施策を構成する事業のうち、10-3-1、10-4-1の事業概要について次回までに修正して、再提案。
結 論	児童生徒が人権問題について話し合う機会が必要である。 いなべ市・東員教育支援センターの活動を充実させ、不登校児童生徒の社会的自立を目指す必要がある。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・児童生徒が人権問題について話し合う機会の創出 ・人権教育推進に向けた小中の連携 ・教育支援センター等関係機関による相談及び支援体制の充実 ・教育支援センター等関係機関による研修会や事例検討会の開催
施策指標名 (K P I)	9 人権について意見交流する機会として開催している人権フォーラムに参加した児童生徒数 10 いなべ・東員教育支援センター等関係機関（学校含む）につながっている不登校児童生徒の割合
指標に関する説明	9 人権フォーラムに参加した児童生徒が、各校の他の児童生徒に人権フォーラムでの学びを還元することは、一人ひとりの人権に対する意識の向上につながることから、この指標を設定しました。 10 不登校児童生徒が、いなべ・東員教育支援センター等関係機関（学校含む）につながっていることは、一人ひとりの社会的自立に向けた支援につながることから、この指標を設定しました。

産業振興

施策名	Ⅱ 観光によるまちづくりの推進
意見のポイント	・ 東員町、菰野町共に、産業振興で協定を締結したのは初めてである。 ・ 行政を主体とした観光コンテンツが多く、行政に依存する事業が多い。民間とのつながりや連携が行われていないため、持続的な観光コンテンツが少ない。民間事業者も含め、様々な主体が連携する機会を増やす必要がある。 ・ いなべ市は、にぎわいの森をはじめとし、来訪者は増えたものの、滞在時間が1時間未満と短く課題である。 ・ 地域一帯を活性化するために3市町がイベント等でつながりを深めるべきである。 ・ 市町間の周遊、市内の回遊の流れをつくる。例えば、湯の山温泉で宿泊後、いなべ市、東員町へ周遊してもらい、それぞれのまちで回遊する流れをつくる。 ・ G C I の観点からアウトドア、農作物、草花、食材の活用、芸術家に意見を求める⇒横の繋がり⇒民間活力の導入⇒若者に興味を持ってもらう。 ・ DMO の観点から観光資源の洗い出し、1市2町の周遊ルートの策定する。 ・ 菰野町観光協会の観点から広域連携とPRの重要性。地元住人の「愛」⇒資源を大事に⇒単発短期間でない情報発信PRに繋がる。 ・ 鈴鹿山脈（湯の山温泉）、宇賀溪キャンプ場、コスモス北勢線など周遊ルートを策定する。
結論	行政と民間による連携した観光施策がない。 周遊ルートを策定し、回遊ルートにつなげる。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・ 周遊ルートを作成するため、以前に日本旅行（起業人）による提案があったような、三岐鉄道を活用しながら周遊、回遊の旅行パック等の検討をする。 ・ 3市町の観光組織の連携を強化する。 ・ 鈴鹿山脈という共通資源を活用したイベント等の共同開催をする。
施策指標名 （K P I）	施策を構成する事業の構築
指標に関する説明	次回（令和7年度の定住自立圏）会議までに、「新たな施策を構成する事業又は既存事業の拡充の提示ができるようにする」ことを成果指標（K P I）として設定する。

環境

施策名	12 チャレンジ・カーボンニュートラル
意見のポイント	・市民アンケート等の結果において、重点の高い項目は、ゴミ・し尿処理となっている。 ・3市町は近年ゼロカーボンシティ宣言を表明している。 ・いなべ市と菰野町については、焼却施設の共同建設を視野に連携する方針である。その際には、高効率発電や熱利用のエネルギー回収の観点について検討が必要である。 ・施策を構成する事業概要を他の事業と同様に箇条書きを文章に変更する。 ・KPIの設定について、各市町での目標設定の合計を圏域全体の目標としたとした。 ・東員町は数値を再度確認し、菰野町は後日提示する。(次回懇談会)
結 論	利便性の高い暮らしと豊かな自然環境が調和した持続可能な社会を構築する必要がある。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・水素エネルギー活用などの脱炭素化促進事業 ・低炭素・循環型社会形成事業 ・ごみ焼却施設共同建設事業
施策指標名 (K P I)	各市町の目標値を設定し、次回懇談会で確認する。
指標に関する説明	温室効果ガス排出削減目標（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画に掲げる目標値）を成果指標（K P I）として設定する。

地域公共交通

施策名	13 地域公共交通ネットワークの維持・強化（バス事業）
意見のポイント	<u>圏域連携における問題点について</u> ・ダイヤを合わせたい。 ・圏域の区分なくバスを走らせる場合、ドライバーの確保が必要。 <u>バスに乗る動機づけが必要</u> ・イベントを開催し、移動手段としてバスの使用を促す。 ・バスの乗り方教室を開催する。（免許返納の仕方などの教習も必要） ・公共交通を利用している方の意見を聞く場をつくり、反映させる。 ・ランニングコストを抑えることが大切。 ・自動運転・水素自動車化・オンデマンド方式（予約時のみ運行） ・電動車椅子を各所に配置し、自由な乗り降りを可能にする。 ・企業に支援金を募る。 ・いなべ市は、「福祉バス」という名称で、高齢者などに限定しているように感じる。 ⇒「アイバス」という名前があるが、「福祉バス」という名称が一般的に知られている。 <u>第1回懇談会より</u> ・いなべ総合病院・菰野厚生病院 間で公共交通機関がない。 ・桑員地区と三泗地区で区割리があると思うが、そこが繋がればもっとよいまちになる。
結論	地域の実情に合った事業を各市町で行っている。それらを維持しつつ、圏域内を往来できるよう施策を考える必要がある。利用が多い高齢者のみならず、一般の方も利用しやすくするための情報発信が必要。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・各市町の実務者による情報交換会、打ち合わせ等
施策指標名 （K P I）	・コミュニティバス及び乗り合いタクシーの利用者数
指標に関する説明	・利用者を増加させることは、住民の利便性・定住促進の指標となります。

施策名	14 地域公共交通ネットワークの維持・強化（鉄道支援事業）
意見のポイント	<u>分科会後にいなべ市・東員町の協議</u> ・いなべ市、東員町を走る三岐鉄道の2路線において、特に北勢線は、三岐鉄道に運行移管後も、独立採算での運行は難しく、沿線市町の補助金による支援が不可欠で、自治体の負担も大きく、肝心な収入である乗車実績は、回復傾向にあるもののコロナ禍前まで持ち直していません。 ・沿線市町による北勢線の支援は、令和6年度までは決定していますが、令和7年度以降の支援については北勢線事業運営協議会において新たな交通手段の検討も含めて協議を進めています。 ・北勢線の車両は、特殊な規格のため中古車両も予備車両も無く、延命修繕により使用していますが故障が頻繁に発生している状況です。 ・経営状態の黒字化は、厳しく自治体による補助金の負担も大きく、今後、現行の車両形態での存続となった場合、高額な運行費の支援と併せて、高額な車両更新が不可欠となっています。
結論	<u>分科会後にいなべ市・東員町の協議</u> ・北勢線の運行を支援し住民の移動手段の確保をする。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・北勢線事業運営協議会における、北勢線の今後のあり方や車両更新を含めた支援についての協議。
施策指標名 （K P I）	三岐鉄道北勢線利用者数
指標に関する説明	北勢線支援を継続することにより、北勢線の安定運行の確保につなげます。

道路等の交通インフラの整備

施策名	15 高規格幹線道路、幹線道路、生活道路の安全性向上を図る道路の整備
意見のポイント	・ 誰のための道路か ・ 通勤・通学等／企業の物流／生活 ⇒企業の物流が最も効果があるのではないか。 ・ ベッドタウン化を目指すのか／地元企業のためなのか ⇒目的により道路のつくり方が変わってくる。ベッドタウン化を目指す と定住に繋がるのではないか。 ・ 高速道路が開通すれば通勤圏が広がり、居住地の選択肢も多くなる。 <u>分科会の論点について</u> ・ 目的は「他市町との差別化」なのか、「行政サービスの底上げ」なのか。 ⇒「行政サービスの底上げ」が目的であれば、現状の行政サービスの穴な どを考えていく必要がある。 <u>成果指標について</u> ・ 成果指標（K P I）素案「圏域のインターチェンジ合計利用台数」から 「圏域内の各インターチェンジ利用台数」に変更する。 ⇒新規開通する区間があることを踏まえ、インターチェンジごとの利用 台数にした方がそれぞれの利用状況がわかりやすいと判断し変更。
結論	・ 「行政サービスの底上げ」を目的としており、その方向でご意見をいただく ことを依頼。 ・ 圏域内の各インターチェンジでの利用台数を施策指標に掲げる。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・ 高規格幹線道路、幹線道路、生活道路の安全性向上を図る道路の整備
施策指標名 （K P I）	インター利用台数
指標に関する説明	圏域内のインターチェンジの出入口の年間利用台数を指標とする。

生産者・消費者の連携による地産地消

施策名	16 地産地消の推進
意見のポイント	・菰野町と生産者・消費者の連携による地産地消で協定を締結したのは初めて。 ・いなべ市のそばを菰野町、東員町にも周知していく。 ・東員町は特産品がないということで、協定の締結に至っていない。しかし、全国でも珍しく東員町でしか作られていないマメがあるが、情報発信とPRの方法がわからない。 ・菰野町の特産品であるマコモタケ、マコモの葉の生産、加工、販売の支援を行っているが、PR効果や消費実績になかなかつながらない。 ・ブランドに対する共感や信頼などを通じて顧客にとっての価値を高めていくブランディングをどう進めていいのかわからない。 ・B級グルメに相当するものか、そうでないものなのか。
結論	・ブランディング（顧客自身に商品が良いと思ってもらう。）とマーケティング（顧客に商品が良いと伝える。）とPR（商品が良いことを客観的に知らせる。）を区分した戦略が必要。 （PRやマーケティングの施策を進めることがブランディングにも影響を及ぼす。PR活動は明確な企業理念を共有し、一貫した戦略のもとで進める必要がある。）

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・農産物の販路拡大 ・直売所の共同利用 ・イベントでの直売、出店等 ・農産物生産者、流通業者と協力し、地元農産物を地元で消費できる仕組みづくり、体制づくりの支援をする。 ・三重北農業共同組合や、三重県などの関係機関と連携を行いながら、栽培技術の向上や新品種の導入などを進める。
施策指標名 （KPI）	地場産品等の取扱店数
指標に関する説明	市町内における地場産品等の取扱店数を指標とする。

地域内外の住民との交流・移住促進

施策名	17 空き家対策の推進 →17 空き家対策・移住、定住・交流の推進
意見のポイント	・起業者、移住者、定住者等により、空き家をリフォームやリノベーションするなど、空き家活用の意識は高まっており、行政も対策が必要である。 ・空き家バンクにおいては、行政だけでなく、民間（古民家再生）組織と連携し、できるだけ詳細な情報を収集する体制を構築するべきである。 ・空き家に限らず、まちづくりは、行政、市民、民間（企業）が一体となって進める必要がある。 ・空き家に興味がある民間の力を借りる必要がある。 ・空き家のリフォームやリノベーションの実施の制度設計が必要である。 ・広報誌（ホームページ、FMラジオ、ケーブルテレビ）等を活用し、空き家になる前の対策の意識づけが必要である。 ・空き家問題に悩む所有者を総合的にサポートする仕組みを構築する必要がある。 ・司法書士、宅建士などの専門家による相談会を開催し、ワンストップ相談窓口の開設や補助制度による誘導施策等を行う必要がある。 ・いなべ市・東員町でワンストップ相談窓口を共同開催するなどし、相談者数を増やすことで、空き家対策につなげる。こうした相談者数を増やす取り組みが成果指標（KPI）につながる。 <u>第1回懇談会より</u> ・圏域内で他の市町に移りたい、子どもの発達段階に応じて移っていくというニーズを紹介できるような仕組みを構築できないだろうか
結論	・施策を構成する事業として、民間や専門家等と連携をし、所有者を総合的にサポートする仕組みを構築する必要がある。 ・補助金事業による誘導施策について検討する。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・先進事例の市町村の事務事業の把握 ・民間組織を活用する方法の把握 ・司法書士や宅建士による相談会開催方法の把握 ・相続登記が義務化されたことなど、広報誌等で啓発を実施する。 ・空き家を活用した移住者、定住者等を支援する仕組みが必要。
施策指標名(KPI)	施策を構成する事業の構築
指標に関する説明	次回（令和7年度の定住自立圏）会議までに、「新たな施策を構成する事業又は既存事業の拡充の提示ができるようにする」ことを成果指標（KPI）として設定する。

施策名	18 定住・移住・交流の促進 →18 外部人材活用の推進
意見のポイント	・外部人材を活用し、地域の魅力を引き出すための活動が実施されていると思うが、実施内容が見えにくい。情報発信力を強化する必要がある。 ・定住自立圏に取り組む市町村（東員町、菰野町）は、本来活用できない地域活性化起業人（以下、参考のとおり）を活用できるようになる。 ・積極的に当制度を活用することによって、地方圏へのひとの流れを創出し、企業で培われた人脈やノウハウを活かしながら、地域活性化の取組を効果的・効率的に展開することは、有効な方策と考えられる。 （参考）「<u>地域活性化起業人制度（企業人派遣制度）推進要綱</u>」 制度の対象市町村 三大都市圏（三重県含む。）外又は条件不利地域若しくは定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村 ※条件不利地域＝山村振興法＝いなべ市／十社村、立田村（古田、篠立） ・地元住民ではなかなか気づけない地域資源。外部人材の活用により、外部の視点で魅力発掘を行っていただけることは有用である。
結論	・地域活性化の取組を効果的・効率的に展開することは、定住・移住・交流の促進につながる。 ・活動内容の情報発信力を強化する。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・活動内容の情報発信力の強化
施策指標名 （K P I）	外部人材の登用数
指標に関する説明	・地域活性化起業人や地域おこし協力隊員といった外部人材の活用は、自治体と企業、自治体とこの地域においてまちおこしを行おうとする個人とのニーズが一致し、募集、受け入れを伴うものであり、人数等を増やすことを目的とするものではない。しかし、外部人材の登用は有用であり、成果指標（K P I）は、例外的に実績値（数）とする。 ・情報発信については、CTY等を通して外部人材の活動内容の紹介を行っているが、広報誌等も活用する。地域の魅力を地域内にも発信することで、誇りと愛着を醸成し、定住につなげる。

その他結びつきやネットワークの強化に係る取組

施策名	19 デジタル技術の活用
意見のポイント	・いなべ市と東員町については、旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンで掲げてきた内容から基本的に変更はなく、校務支援システムや学校 ICT において連携を図っていく。 ・デジタル技術の活用調査一覧を活用して新たな連携を探していく。 ・電子図書館について3市町で連携できないか。 ・現状、課題については次回提案する。 ・デジタル技術の活用に関する調査票を活用し、相互利活用の可能性を模索する。
結 論	・デジタル分野については幅が広く、それぞれの市町で進めている部分が多いため、連携の可能性があるものがあれば、その都度3市町で検討しながら進めていきたい。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・学校 ICT 活用事業 ・図書館利用促進事業 ・他圏域の先進事例の確認による洗い出し等による検討
施策指標名 (K P I)	連携事業を精査し KPI の検討をする。
指標に関する説明	デジタル技術の活用については、それぞれのデジタルツールの内容確認や機器更新のタイミング等を通して、連携できる内容の精査が必要であり、直ぐに指標を設定することが困難である。 他圏域で実施されているデジタル活用事例（別紙：コンピュータシステムの共同利用等）の確認をしながら、デジタルツール等を活用した取組等の検討を実施していく。 従って、成果指標（K P I）は、例外的に設置できないものの、定住自立圏の会議ごとに、検討事項等の報告をする。

定住自立圏構想取組事例（デジタル関係）

東胆振定住自立圏（中心市：北海道苫小牧市） 近隣市町村 白老町,厚真町,安平町,むかわ町

定住自立圏 概要



中心市宣言日	2014年7月16日
協定等締結日	2015年3月24日
現行ビジョン策定日	2020年4月1日
圏域人口 (中心市人口)	205,748人 (170,113人)
圏域面積 (中心市面積)	2,340.3km ² (561.6km ²)
中心市の昼夜間人口比率	1.000
近隣市町村数	4

令和2年国勢調査結果より

取組内容

事業名：自治体クラウドの導入および管理

事業費 (千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	127,343	143,716	143,716	143,716	168,831

●事業概要

中心市と近隣自治体において、共通システムである自治体クラウドを利用することで、情報セキュリティの厳重化及び費用の削減を行う。また、災害等の緊急時における業務継続性を向上させる。

●取り組んだきっかけ

近隣自治体のシステム更新に伴い、中心市と1自治体で自治体クラウドを導入。今後は未導入自治体のシステム更新時期に合わせて、可能性を検討。

●役割分担

近隣自治体は中心市に対して、必要な経費を負担。

●開始時期

令和2年度から

●KPI

共同する業務システム数
現状値（令和2年）・・・33
目標値（令和6年）・・・45

●事業効果

自治体クラウド導入により、情報セキュリティの厳重化及び近隣自治体のシステム費用の削減が図られた。

6

定住自立圏構想取組事例（デジタル関係）

有明圏域定住自立圏（中心市：福岡県大牟田市） 近隣市町村 柳川市,みやま市,荒尾市,南関町,長洲町

定住自立圏 概要



中心市宣言日	2009年8月28日
協定等締結日	2010年10月8日
現行ビジョン策定日	2021年3月31日
圏域人口 (中心市人口)	286,800人 (111,281人)
圏域面積 (中心市面積)	409.5km ² (81.5km ²)
中心市の昼夜間人口比率	1.051
近隣市町村数	5

令和2年国勢調査結果より

取組内容

事業名：圏域内の図書館の相互利用（ありあけ圏域電子図書館）

事業費 (千円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	152,006	71,809	62,870	62,870	62,870

●事業概要

圏域内の図書館における相互利用を図り、圏域住民の教養の向上及び文化の発展に取り組むとともに、図書館資料の情報等の共有化を図り、圏域住民が利用しやすい図書館サービスの推進を図る。

●KPI

圏域内相互利用者数
現状値23,727人（平成30年度）
⇒目標値25,000人（令和7年度）

●取り組んだきっかけ

本圏域内には、14の図書館（分館、分室含む）と6つの図書コーナーが設置されており、平成24年4月からは、大牟田市・柳川市・みやま市、平成26年4月からは、大牟田市・荒尾市・南関町・長洲町の各図書館・図書コーナー間で図書サービスの相互利用を開始した。

●事業効果

これまで実施してきた図書館の相互利用に加え、R4年5月からは大牟田市、柳川市、みやま市、長洲町の4市町が共同運営する電子図書館「ありあけ圏域電子図書館」のサービスを開始することで、圏域住民のさらなる利便性向上を図る。

7

定住自立圏構想取組事例（デジタル関係）

新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏（中心市：新潟県新発田市） 近隣市町村 胎内市,聖籠町

定住自立圏 概要



中心市宣言日	2015年9月25日
協定等締結日	2016年10月5日
現行ビジョン策定日	2022年3月31日
圏域人口 (中心市人口)	137,695人 (94,927人)
圏域面積 (中心市面積)	835.6km ² (533.1km ²)
中心市の昼夜間人口比率	0.969
近隣市町村数	2

令和2年国勢調査結果より

取組内容

事業名：校務支援システム運営事業

事業費 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5,944	13,254	13,513	13,513	13,513

●事業概要

圏域内で同一の校務支援システムを整備し、教職員の研修等の負担を軽減。将来的にはシステムの圏域内クラウド化を目指し、圏域内の児童・生徒の移動等に伴う多様な情報の共有や圏域内連携による事務効率化を図る。

●開始時期

令和4年度から

●取り組んだきっかけ

小・中学校教職員のデータ管理業務の事務負担を軽減し、児童・生徒と向き合う時間の確保、教育の質の向上を図るため、阿賀北地域で同一の校務支援システムの導入を検討。そこに聖籠町が加わり、定住自立圏での連携事業として取組を開始。

●事業効果

連携市町内で教職員が異動しても同一の校務支援システムを使用することができ、業務の効率化が図られる。

●役割分担

中心市が主体となって導入システムの選定・整備準備。導入後は、中心市と参加自治体が連携してシステムの維持管理及び圏域内クラウド化に向けた計画の検討を実施。

●KPI

【校務時間（成績処理、出欠管理、通知表、指導要録作成等）の削減】
現状値（令和3年度）：135分/日
⇒目標値（R8年度）：95分/日

8

定住自立圏構想取組事例（デジタル関係）

宇和島圏域定住自立圏（中心市：愛媛県宇和島市） 近隣市町村 松野町,鬼北町,愛南町

定住自立圏 概要



中心市宣言日	2016年6月28日
協定等締結日	2017年3月30日
現行ビジョン策定日	2018年3月27日
圏域人口 (中心市人口)	103,766人 (70,809人)
圏域面積 (中心市面積)	1,047.5km ² (468.2km ²)
中心市の昼夜間人口比率	1.015
近隣市町村数	3

令和2年国勢調査結果より

取組内容

事業名：医療情報連携通信事業

事業費 (千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	2,300 (R5見込)	2,300 (R6見込)	2,300 (R7見込)	2,300 (R8見込)	2,300 (R9見込)

●事業概要

南予地域医療連携ネットワークシステム(きさいやネット)への加入促進及び機能の充実を図り、圏域住民に切れ目のない医療体制を構築。利用者アンケートをもとに医療機関への訪問を行い、運用改善に向けた説明と勧誘を実施。

●開始時期

平成27年度から

●取り組んだきっかけ

少子高齢化などの多くの課題に直面しているなか、地域の基幹病院である市立宇和島病院では「地域完結型医療」への転換を促進するとともに、ICTを活用した医療情報共有と医療資源の効率的な運用を目指し、きさいやネットの運用を開始。

●KPI

きさいやネット同意者数 3,300人/年

●役割分担

中心市は連携事業にかかる費用を負担。中心市・関係町・関係機関等の連携の下、地域医療体制や機能の充実を図るとともに、地域内の医療機関へ参加の働きかけ等を行う。

●事業効果

医療情報のネットワーク化により地域医療の質の向上及び圏域住民への効率的な医療の提供が可能となる。

9

大田原市 定住自立圏形成協定の概要

協定締結日：平成26年1月27日



栃木県・福島県・茨城県

中心市名	人口（人）	昼夜間人口比率
大田原市	75,457	1.049

近隣市町村名	人口（人）	近隣市町村名	人口（人）
那須塩原市	117,146	那須町	24,919
那珂川町	16,964	埴倉町	14,295
矢祭町	5,950	埴町	9,157
大子町	18,053	圏域合計	281,941

○大田原市と近隣市町との間の定住自立圏形成協定の概要

※平成27年国勢調査

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

- (1) 保健・医療
 - ① 地域医療ネットワークの充実、② 健康増進事業の推進
- (2) 福祉
 - ① 子育て支援の充実、② 介護予防の充実
 - ③ 障がい者（児）社会参加の促進
- (3) 教育
 - ① 図書館の相互利用の促進、② 各種イベント等の共催
 - ③ 小中学校の情報通信技術環境整備等の推進
- (4) 産業振興
 - ① 広域観光の推進、② 特産品の販路拡大
- (5) 環境
 - ① 鳥獣害防止、② 耕作放棄地の解消及び新規就農者支援
 - ③ 電気自動車等の導入促進
- (6) 防災消防
 - ① 防災、② 消防
- (7) その他
 - ① 相談業務の充実、② 情報発信システム等の充実
 - ③ 生活排水処理の推進の連携、④ 一般廃棄物処理体制の確保

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- (1) 地域公共交通
 - ① 地域公共交通
- (2) 交通インフラ整備
 - ① インフラ整備等に関する要望活動等
- (3) 圏域内の交流促進
 - ① 圏域内の交流促進
- (4) 文化・芸術
 - ① 文化・芸術等の連携

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- (1) 人材育成
 - ① 人材育成
- (2) 外部からの人材確保
 - ① 外部からの人材確保
- (3) コンピュータシステムの共同利用等
 - ① コンピュータシステムの共同利用等
- (4) 地域人材の活用
 - ① 地域人材の活用

※近隣市町村ごとに、協定内容が異なる場合があります。 56

彦根市 定住自立圏形成協定の概要

協定締結日：平成21年10月4日



滋賀県

中心市名	人口（人）	昼夜間人口比率
彦根市	113,679	1.008

近隣市町村名	人口（人）	近隣市町村名	人口（人）
愛荘町	20,778	甲良町	7,039
豊郷町	7,422	多賀町	7,355
		圏域合計	156,273

※平成27年国勢調査

○彦根市と近隣町との間の定住自立圏形成協定の概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

- ア 医療
 - ・ 圏域内各医療機関の役割の明確化、機能分化、連携強化、ネットワーク化
- イ 福祉
 - ・ 障害者（児）福祉サービスの充実
 - ・ 次世代育成支援
- ウ 教育
 - ・ 拠点図書館の整備と図書館相互のネットワークの構築
 - ・ 学校給食センターの整備、運営
- エ 産業振興
 - ・ 圏域経済の活性化ならびに雇用の創出および確保
 - ・ びわ湖・近江路観光圏構想の推進などによる観光振興
 - ・ スポーツを通じた地域活性化
- オ 環境
 - ・ 低炭素社会の構築および琵琶湖の水質保全
 - ・ 有害鳥獣対策の推進
- カ ゴミ処理
- キ 消防および救急搬送

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- ア 地域公共交通
 - ・ 圏域全体の総合的な公共交通ネットワークの構築
- イ（仮称）湖東三山スマートインターチェンジの整備
 - ・（仮称）湖東三山スマートインターチェンジを活用した地域振興
- ウ（仮称）多賀スマートチェンジの整備
- エ バイコロジー自転車道の整備促進
 - ・ バイコロジー自転車道の整備およびルート（マップ）の整備
- オ 地域の生産者・消費者等の連携による地産地消の推進
 - ・ 農産物の生産体制の整備および学校給食や直売所における地元農産物の安定的な利用拡大

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- ア 職員の人材育成
 - ・ 合同研修や研究等の実施による職員の資質および政策課題への対応力向上
- イ 職員等の交流
 - ・ 職員の人事交流
- ウ コンピュータシステムの共同利用・共同開発
 - ・ コンピュータシステムの共同利用・共同開発

※近隣市町村ごとに、協定内容が異なる場合があります。 84

圏域内市町の職員等の交流

施策名	20 行政職員の資質の向上
意見のポイント	・現状について、いなべ市と東員町は人口減少、少子高齢化の視点から同じ課題を持っており、DX推進や働き方改革などの視点からの菰野町の課題を繋げて一つの課題とする。 ・課題については、いなべ市と東員町が同じ課題を持っており、菰野町の課題も内容的に重なっているため統合する。
結 論	新たな行政サービスや複雑多様化する住民ニーズに対応するため、職員の資質向上が求められており、研修など3市町での連携を進めるべき。

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョンの方向性（案）

実施すべき事項	・ 合同職員研修
施策指標名 (K P I)	職員研修会参加者数
指標に関する説明	研修の結果、職員の資質向上につながったかどうかの指標を設定することができるとよいが困難であり、研修の参加者数を指標とする。